

広島市告示(佐伯区)第55号
令和7年5月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年5月13日から同月27日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯5区 184号線	佐伯区湯来町大字下 字長縄813番地8地先から 佐伯区湯来町大字下 字長縄731番地4地先まで	令和7年5月13日